

○独立行政法人航空大学校職員勤務時間、休暇等規程

制定	平成13年	4月	1日	空大総第	8号
改正	平成13年	4月	19日	空大総第	88号
改正	平成13年	12月	7日	空大総第	233号
改正	平成16年	7月	30日	空大総第	159号
改正	平成18年	3月	31日	空大総第	220号
改正	平成21年	3月	27日	空大総第	5190号
改正	平成22年	3月	26日	空大総第	5177号
改正	平成22年	6月	29日	空大総第	5048号

独立行政法人航空大学校職員勤務時間、休暇等規程を次のように定める。

独立行政法人航空大学校職員勤務時間、休暇等規程

(総則)

第1条 この規程は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第58条第1項の規定に基づき、独立行政法人航空大学校（以下「大学校」という。）に勤務する職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関する規程を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、独立行政法人航空大学校職員就業規則（平成13年4月1日空大総第5号）第2条の2に規定する職員（以下「職員」という。）に適用する。

(勤務時間)

第3条 職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの5日間において、休憩時間を除き1週間については38時間45分、1日については7時間45分とする。

(休日)

第4条 休日は、次の各号に定める日とする。

- 一 日曜日
- 二 土曜日
- 三 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（前二号に規定する休日を除く。）
- 四 12月29日から翌年の1月3日までの日（前三号に規定する休日を除く。）

(勤務時間等の割振り)

第5条 職員の勤務時間の始業時刻、終業時刻及び休憩時間は次のとおりとする。

始業時刻	終業時刻	休憩時間
------	------	------

A勤務 午前8時 午後4時45分 午前11時30分から午後0時30分まで

B勤務 午前8時30分 午後5時15分 正午から午後1時まで

2 理事長は、業務の運営上必要があるときは、前項の始業時刻、終業事項及び休憩時間を変更することができる。

3 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休日の振替)

第6条 理事長は、業務の運営上特に必要があるときは、第4条の休日をあらかじめ同一週内の勤務日を指定して振り替えることができる。

2 前項の規定による振替は1日を単位として行うものとする。ただし、業務の運営上必要があるときは、4時間を単位として振り替えることができる。

3 業務の運営上、前二項の規定により同一週内の勤務日と振り替えることができない場合においては、同一月内の勤務日と振り替えることができるものとする。

4 第二項の規定により4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項及び前項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。

(代休)

第7条 理事長は、業務の運営上必要があるときは、第4条に規定する休日に勤務を命ずることができる。

2 理事長は、前項の規定により第4条の休日に勤務させたときは、当該職員に代休を与えることができる。

(1か月単位の変形労働時間制)

第7条の2 業務の都合上特別の形態によって勤務する必要のある職員については、1か月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分を超えない範囲において、休日及び勤務時間を別に定めることがある。

2 前項の適用については、対象となる職員の範囲、勤務日及び当該勤務日の所定勤務時間等具体的運用の内容に関し勤務割表を作成し、当該変形期間が開始される前にあらかじめ職員に周知するものとする。

(時間外及び休日の勤務)

第8条 理事長は、業務の運営上必要があるときは、労働組合との協定に定める範囲内で正規の勤務時間を延長し、又は休日に勤務させることがある。

(時間外代休時間の指定)

第8条の2 理事長は、職員給与支給規程第25条第2項の規定による時間外勤務手当を支給すべき職員に対し、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象として、次項に定める期間内にある勤務日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を時間外代休時間に指定することができる。

2 時間外代休時間を指定することのできる期間は、職員給与支給規程第25条第2項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までとする。

3 理事長は、時間外代休時間を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日に割り振られた勤務時間のうち、時間外代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における職員給与支給規程第25条

第2項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第7項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- 一 職員給与支給規程第25条第1項第1号及び第3号に掲げる勤務に係る時間
当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
 - 二 職員給与支給規程第25条第1項第2号及び第4号に掲げる勤務に係る時間
当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- 4 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次休暇の時間に連続して時間外代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。
 - 5 理事長は、時間外代休時間を指定する場合には、第2項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。但し、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。
 - 6 理事長は、当該職員があらかじめ時間外代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外代休時間を指定しないものとする。
 - 7 理事長は、第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に配慮したものであることにかんがみ前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外代休時間を指定するよう努めるものとする。

（休暇等の種類）

第9条 休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇とし、職員が理事長に届出又はその承認を得て正規の勤務時間中に俸給を受けて勤務しない期間又は時間をいう。

- 2 前項の休暇のほか、介護休暇及び育児休業を設け、その実施に関しては別に定める。

（年次休暇）

第10条 職員は、毎年1月1日から12月31日までの間において、20日の年次休暇を受けることができる。ただし、新たに採用された職員に付与される年次休暇の日数は、その職員の採用月に応じてそれぞれ次の表に定めるとおりとする。

採用月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
休暇日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日

採用月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
休暇日数	10日	8日	7日	5日	3日	2日

- 2 任命権者の要請に基づく人事交流により、国、独立行政法人、地方公共団体等の職員であった者（以下「国等の職員」という。）で、引き続き大学校の職員となった者については、その在職期間中の休暇の残日数を考慮して20日に別に定める日数を加えた日数とする。
- 3 前二項の年次休暇の未使用に係る日数は、一の年における年次休暇の20日を

超えない範囲内において、翌年に限り繰り越すことができる。

- 4 年次休暇については、理事長は、業務の運営に特別の支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

(病気休暇)

第11条 病気休暇は、職員が負傷又は病気のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合における休暇とする。

(特別休暇)

第12条 特別休暇は、結婚、出産、交通機関の事故その他の事由により職員が勤務しないことが相当である場合における別に定める休暇とする。

(育児休業)

第13条 職員は、理事長に申し出た場合には、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児休業をすることができる。

- 2 前項の育児休業を請求できる職員の範囲、申出の手続き及び育児休業の取扱いその他必要な事項については、別に定めるところによる。

(介護休暇)

第14条 職員は、理事長に申し出た場合には、負傷、病気又は身体上の障害により2週間以上の期間にわたり、常時介護を必要とする状態にある配偶者、父母、子及び配偶者の父母等を介護するため、勤務しないことが相当であると認められた場合は、介護休暇を受けることができる。

- 2 前項の介護休暇を請求できる職員の範囲、申し出の手続き及び介護休暇の取扱いその他必要な事項については、別に定めるところによる。

(職員の健康保持増進のための総合的な健康診査)

第15条 理事長は、職員が請求した場合には、その者が人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）に定める総合的な健康診査を受けるため勤務しないことを承認することができる。

- 2 前項の規定により勤務しないことを承認することができる時間は、1日の範囲内で理事長が必要と認める時間とする。

(レクリエーション行事への参加)

第16条 理事長は、職員が人事院規則10-6（職員のレクリエーションの根本基準）に定めるレクリエーション行事に参加する場合は、職員1人に対し年度を通じて16時間以内で勤務しないことを承認することができる。

(育児を行う職員の早出遅出勤務)

第17条 理事長は、次に掲げる職員がその子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

二 小学校に就学している子のある職員であって、児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う施設にその子を出迎えるため赴く職員

- 2 職員は、早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかに

して、あらかじめ前項の規定による請求を行うものとする。

- 3 第1項の規定による請求があった場合においては、理事長は、業務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、業務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、理事長は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。
- 4 理事長は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 5 第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - 一 当該請求に係る子が死亡した場合
 - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合
 - 四 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 6 早出遅出勤務開始日以降早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 7 前2号の場合において、職員は遅滞なく、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 8 第1項による請求は、子が出生する前においてもすることができる。
- 9 前各号に規定するもののほか、育児を行う職員の早出遅出勤務の実施に関し必要な事項は別に定める。

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

第18条 前条(第5項第3号、第4号及び第8号を除く。)の規定は、職員就業規則第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護をする職員について準用する。この場合において、前条第1項中「次に掲げる職員がその子を養育」とあるのは「職員就業規則第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が当該要介護者を介護」と、同条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第5項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第19条 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者である場合における当該職員を除く。)が当該子を養育するために請求した場合には、業務の運営に支障がある場合を除き、深夜勤務をさせてはならない。

- 一 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日

以下の者を含む。) であること。

二 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状況にある者でないこと。

三 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間(6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「深夜勤務制限開始日」という。)及び末日(以下「深夜勤務制限終了日」という。)とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに前項の規定による請求を行うものとする。

3 第17条第3項から同条第8項までの規定は、第1項の規定による請求について準用する。この場合において、同条第5項中「早出遅出勤務開始日」とあるのは「深夜勤務制限開始日」と、同条第6項中「早出遅出勤務開始日以降早出遅出勤務終了日」とあるのは「深夜勤務制限開始日以降深夜勤務制限終了日」と読み替えるものとする。

4 第1項の請求は、出来る限り長い期間について一括して行うものとする。

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第20条 前条(第3項において準用する第17条第5項第3号、第4号及び第8項を除く。)の規定は、職員就業規則第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護をする職員について準用する。この場合において、前条第3項において準用する第17条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同条第5項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして次のいずれにも該当する者である場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第21条 理事長は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下同じ。)をさせてはならない。

2 理事長は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、時間外勤務をさせてはならない。

3 職員は、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに第1項又は第2項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、第1項の規定による請求に係る期間と前項の規定による請求

に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

- 4 第1項又は第2項の規定による請求があった場合においては、理事長は第1項又は第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し、通知しなければならない。
- 5 理事長は、第1項又は第2項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、第1項又は第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該超過勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 6 理事長は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 7 第17条第4項の規定は、第1項又は第2項の規定による請求について準用する。
- 8 第1項又は第2項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - 一 当該請求に係る子が死亡した場合
 - 二 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - 三 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 9 時間外勤務制限開始日から起算して第1項又は第2項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
 - 一 前項各号のいずれかの事由が生じた場合
 - 二 当該請求に係る子が第1項の規定による請求にあつては3歳に、第2項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 10 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第8項各号に掲げる事由が生じた旨を理事長に届け出なければならない。
- 11 第1項による請求は、制限が必要な期間について一括して行うものとする。
- 12 第1項による請求は、子が出生する前においてもすることができる。

（介護を行う職員の時間外勤務の制限）

第22条 前条（第1項、第8項第3号及び第12項を除く。）の規定は、職員就業規則第21条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者の介護をする職員について準用する。この場合において、第8項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第8項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第3項から第5項まで及び第7項中「第1項又は第2項の」とあるのは「第2項の」と、第3項中「ならない。この場合において、第1項の規定による請求に係る期

間と前条の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、第4項及び第5項中「第1項又は第2項に」とあるのは「同項に」と、第8項及び第9項中「第1項又は第2項」とあるのは「第2項」と、同項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(契約職員の勤務時間)

第23条 常時勤務を要しない職員の勤務時間及び休暇等に関する事項については、別に定める「独立行政法人航空大学校契約職員就業規則」(平成18年3月31日空大総第219号)による。

(実施に関し必要な事項)

第24条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 国土交通省航空大学校の職員から引き続き大学校の職員になった者の平成13年4月1日における年次休暇の日数は、大学校の職員となった日の前日に国土交通省航空大学校の職員として有している年次休暇の日数に相当する日数とする。

附 則 (平成13年4月19日 空大総第88号)

この規程は平成13年4月19日から施行し、改正後の独立行政法人航空大学校職員勤務時間、休暇等規程の規定は、平成13年4月2日から施行する。

附 則 (平成13年12月7日 空大総第233号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年7月30日 空大総第159号)

この規程は、平成16年7月30日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日 空大総第220号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日 空大総第5190号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日 空大総第5177号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年6月29日 空大総第5048号)

この規程は、平成22年6月30日から施行する。